

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 第9期介護保険事業計画基礎
資料等作成業務・計画策定支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の趣旨

第9期介護保険事業計画は、国や県の動向、新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合（以降、本組合とする）高齢者の状況等を的確に把握し、本組合管内が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定めることを目的として策定するものである。

本組合における策定にあたっては、社会状況や管内の抱える課題、現行計画の検証結果を踏まえるとともに、幅広い意見を取り入れ、膨大なデータを収集し、多様かつ高度な分析が必要である。

本要領は、本組合が令和4年度から令和5年度まで発注する「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 第9期介護保険事業計画基礎資料等作成業務・計画策定支援業務」の受託候補者を公募型プロポーザル形式により選定する手続き等について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務委託内容

(1) 業務名

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 第9期介護保険事業計画基礎資料等作成業務・計画策定支援業務

(2) 業務の内容

本件業務委託は、令和4年度に行う「基礎資料等作成業務」及び令和5年度に行う「計画策定支援業務」に大別される。各業務の詳細は別紙「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合第9期介護保険事業計画基礎資料等作成業務・計画策定支援業務仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

なお、契約は単年度とし、業務状況や予算状況等により2年目の契約を行わない場合がある。

(4) 見積上限額

令和4年度:4,196,500 円(消費税及び地方消費税含む)

令和5年度:令和5年度の予算は未定であるため、参考として見積の提出を求めるものとする。

3. 委託者選定方法

書面による公募型プロポーザル方式による。

なお、評価点が同点数の場合は、オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

(1) 黒部市において入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 黒部市、入善町または朝日町の入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続を開始する申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225条)の規定に基づく再生手続を開始する申立てをしていない者または申立てがなされていない者であること。
- (5) 県内あるいは全国において第8期介護保険事業計画または地域福祉計画の策定実績があること。
- (6) 個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録されていること。

5. 質問及び回答

(1) 提出期限 令和4年10月28日(金) 午後5時必着

(2) 提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質疑書(様式第5号)に質問内容を簡潔にまとめ、FAX または電子メールにより提出すること。口頭による質問の受付は行わない。

(3) 質問に対する回答 電子メールにて回答する。

(4) 提出先 「12. 書類の提出先及び連絡先」のとおり。

6. 参加表明書の提出期限等

(1) 提出期限 令和4年11月 4日(金) 午後5時必着

(2) 提出方法 郵送または持参。 ※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

(3) 提出書類

以下、正本1部、副本5部を作成し提出すること。

① 参加表明書(様式第1号)

② 会社概要書(様式第2号)

③ 会社の概要がわかるパンフレット等(既存のもので可)

(4) 提出先 「12. 書類の提出先及び連絡先」のとおり。

7. 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和4年11月16日(水) 午後5時必着

(2) 提出方法 郵送または持参。 ※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。

(3) 提出書類

以下、正本1部、副本5部を作成し提出すること。

- ① 企画提案書
- ② 契約実績書(様式第3号)
- ③ 業務実施体制調書(様式第4号)
- ④ 見積書(様式任意) 令和4年度及び令和5年度(年度別に記載)
- ⑤ JISQ15001(プライバシーマーク)を証明する書類(認定証の写し)

(4)提出先 「12. 書類の提出先及び連絡先」のとおり。

8. 提出書類の作成要領

(1) 企画提案書

本業務仕様書の内容を踏まえたうえで、基礎資料等作成業務・計画策定支援業務(令和4年度業務及び令和5年度業務)について、以下の内容に留意し記載すること。

ただし、厚生労働省「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」に従うことを前提とした提案とすること。そのため、国の状況によって変更を求める場合がある。

① 規格

(ア)A4版縦で横書き、任意様式とする。(A3版による折込頁の挿入は可とする。)

(イ)文字の大きさなど見やすさに留意すること。

② 構成

要点を簡潔に(30頁以内)まとめて作成し、以下の項目については必ず記載すること。

(ア)第9期介護保険事業計画の基本的な考え方

(イ)業務実施方針及び計画策定のポイント

(ウ)策定にあたり必要と考えられる作業項目及び内容説明

(エ)業務実施体制(本業務を主に担当する者のアピール文含む)

(オ)作業工程スケジュールと本組合との役割分担

(カ)情報セキュリティ体制

(キ)その他独自提案等

(2) 契約実績書

① 介護保険事業計画・地域福祉計画の契約実績

② その他類似業務(福祉関連等)の各種個別計画策定業務の契約実績

※過去3年以内(令和元年度以降)に業務締結した契約実績をすべて記載すること。

(3) 業務実施体制調書

本業務を受託した場合の業務実施体制を記載すること。保有資格、過去5年以内に従事した業務及び手持ち業務について記載すること。

(4) 見積書

見積書は、令和4年度業務と令和5年度業務の2種類を作成すること。(ただし、本契約は令和4年度業務とする。)令和4年度契約は、受託業者決定後、業務提案内容に基づいた令和4年度業務の参考見積もりによる協議を想定している。この協議により、業務内容の変更、業務量の増減等

に伴い、改めて見積書の提出を依頼する場合がある。なお、次の内容に留意して作成すること。

- ① A4版、任意様式で作成すること。
- ② 業務内訳書を記載すること。

9. 選定の日程

手 順	日 程
実施要領等の公表(公募開始)	令和4年10月21日(金)
実施要領等の配布	令和4年10月21日(金)～ 令和4年11月 4日(金)
参加表明書の提出	令和4年10月21日(金)～ 令和4年11月 4日(金) 午後5時必着
質疑書の提出	令和4年10月21日(金)～ 令和4年10月28日(金) 午後5時必着
質疑書の回答	令和4年10月31日(月)
企画提案書等の提出	令和4年11月 2日(水)～ 令和4年11月16日(水) 午後5時必着
審査(書面審査)	令和4年11月17日(木)～ 令和4年11月25日(金)予定
選定結果の通知	令和4年11月29日(火)予定

※ 提案書等の受付後、提出物内容について質疑等を行う場合がある。

※ 各期間については目安であり、状況によっては日程を変更する場合がある。

10. 審査方法等

(1) 審査方法

「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合第9期介護保険事業計画策定プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、その内容と見積書を総合的に評価する「新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 第9期介護保険事業計画基礎資料等作成業務・計画策定支援業務評価基準」に基づいて書類選考を行う。なお、応募が1者であっても審査し、適否を判断する。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、参加者すべてに書面によって速やかに通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を受託候補者とし、契約締結に向けて仕様書に関する具体的な協議を行う。協議の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を受託候補者とする。

(4) 契約について

受託候補者と地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項に基づき、随意契約を締結する場合がある。

11. その他

- (1) 提案募集に参加する者は、契約候補者決定後において、本業務プロポーザル実施要領等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 提出書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本組合が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、本組合の情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (7) 次の各号に該当した場合、提案は無効とする。
 - (ア) 受託候補者の選定時点において、参加資格要件に掲げる資格のない者が提案したとき
 - (イ) 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき
 - (ウ) 提案に関して談合等の不正行為があったとき
 - (エ) 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、または、なした者が提案したとき
 - (オ) その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき
 - (カ) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (8) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。辞退することによって、今後の本組合との契約等について不利益な取扱いをするものではない。

12. 書類の提出先及び連絡先

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合 総務課給付係(担当:水島)

〒938-0036 富山県黒部市北新 199 番地

電話 0765-57-3303 fax 0765-57-3305

E-mail niikawakaigo@milale.ne.jp